

後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ

後期高齢者医療制度の保険料率が改正に

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に一度改正することになっています。平成20年度の制度開始以来、今回初めての保険料率の改正を実施。その結果、平成22年度と23年度の所得割率と均等割額は表1のとおりです。県内の市町村はすべて同じ保険料率となっています。

● 保険料額の算出方法

保険料は、被保険者ごとに計算されます。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等（*1）に応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります。（表2参照）



● 平成22年度の保険料軽減措置

世帯（*2）の所得状況などに応じて、保険料が軽減されます。軽減の内容は表3・4・5のとおりです。

なお、保険料の詳細は、7月に送付予定の「平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載しますので、確認してください。

表1

	平成22・23年度	平成20・21年度	増減
均等割額	52,213円	50,935円	1,278円増
所得割率	9.87%	9.24%	0.63ポイント増
賦課限度額	50万円	50万円	増減なし

表2

$$\text{保険料額 (年額)} = \text{均等割額 } 52,213\text{円} + \text{所得割額 } [\text{総所得金額等} - 33\text{万円}] \times 9.87\% \text{ (所得割率)}$$

(*1)「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です

表3 均等割額の軽減額

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額の合計額 (*4)
9割軽減	5,221円	33万円 (基礎控除額) 以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がないこと
8.5割軽減 (*3)	7,831円	33万円 (基礎控除額) 以下
5割軽減	26,106円	33万円 (基礎控除額) + 24万5千円 × 被保険者 (世帯主を除く) の数以下
2割軽減	41,770円	33万円 (基礎控除額) + 35万円 × 被保険者の数以下

(*2)「世帯」とは、4月1日時点の世帯 (年度途中で75歳になる人や、県外から転入した人はその時点) が基準
 (*3)原則は「7割軽減」ですが、平成22年度も特別措置で「8.5割軽減」に拡充
 (*4)「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなどの例外があります

表4 所得割の軽減

5割軽減	総所得金額等から基礎控除額 (33万円) を引いた額が58万円以下の人 * 公的年金収入のみの場合は、 ▽211万円以下の人＝平成22年1月1日現在で65歳以上の場合 ▽161万円以下の人＝平成22年1月1日現在で65歳未満の場合
------	--

表5 後期高齢者医療制度に加入する前日までに、被用者保険 (国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません) の被扶養者であった人の保険料の特例

均等割額が9割軽減されます (所得割額は、かかりません)

後期高齢者医療被保険者証 (保険証) が更新されます

現在の保険証の有効期限は平成22年7月31日 (土) までです。8月1日 (日) から使える新しい保険証は、7月下旬に国保医療課から郵送します。

■ 問い合わせ先 国保医療課後期高齢者医療係 ☎(36) 1348

早めの申請を 介護保険負担限度額認定

介護保険の要介護認定を受けている人で、治療や専門的介護が必要な人は、特別養護老人ホームや老人保健施設、介護療養型医療施設など介護保険施設の入所やショートステイが利用できます。

その場合の負担額は、①介護サービス費用の1割②食費③居住費 (滞在費) ④理美容などの日常生活費です。食費と居住費は、国が表1のように、目安を定めています。

表1 施設入所者の費用の目安 (基準費用額) 日額

施設	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所療養介護
居住費 (滞在費)	ユニット型個室	1,970円
	ユニット型準個室	1,640円
	従来型個室	1,150円
	多床室	320円
食費	1,380円	1,380円

*実際の食費と居住費 (滞在費) の利用者負担額は、「利用者と施設の契約」で決められるため、施設によって異なります

表2に該当する人は、段階に応じて食費と居住費の軽減を受けることができます。負担限度額は、利用者負担段階に応じて表3のようになります。

軽減を受けるには、市へ申請が必要です。介護保険施設の施設サービスを利用している人で、表2に該当する場合は、申請をしてください。

現在、負担限度額認定を受けている人の有効期限は6月30日 (水) までです。負担限度額認定を受けている人には、5月下旬に更新の手続きを個別にお知らせします。引き続き要件に該当する人は、早めに申請をしてください。

減額の対象となるのは申請した月の初日からです。新しい認定証が届いたら、介護保険施設に提示してください。

■ 問い合わせ先 介護保険課介護保険係 ☎(36) 4877

表3

施設	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護			介護老人保健施設 介護療養型医療施設 短期入所療養介護			
	利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第1段階	第2段階	第3段階
居住費 (滞在費)	ユニット型個室	820円	820円	1,640円	820円	820円	1,640円
	ユニット型準個室	490円	490円	1,310円	490円	490円	1,310円
	従来型個室	320円	420円	820円	490円	490円	1,310円
	多床室	0円	320円	320円	0円	320円	320円
食費		300円	390円	650円	300円	390円	650円

ご相談ください! こんな時...

遺言書は元気な時に作るもの。自筆の遺言や公正証書など、その方に適したアドバイスをしています。離婚問題や身近なトラブルを防ぐ書類の作成。各種許可申請、会社設立もどうぞ



福地幸子行政書士事務所
TEL 0940-34-8084

http://e-soudan.biz/ 宗像市光岡 85-1 旭ビル 2F



~ナチュラル・スペース~ 多目的レンタルルーム オープン

体に優しい建物と自然に囲まれたスペースです。おとなの方のカルチャースクールや個人・グループでの発表の場等、色々なシーンに合わせて選ぶことができます

※春は屋外 (オープンスペースのデッキ有り) でのご利用に最適なシーズンです。見学可

株式会社 黒木

宗像市平等寺473-1 (サンリブ先ローソン右折風車目印)
TEL 0940-32-3003 http://www.eco-kuroki.com



住まいのエコリフォーム ECO・KUROKI
☎ 0120-003-201